

令和 8 年 第 5 回
土 浦 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開会の日時および場所
令和 8 年 5 月 1 5 日（金） 午後 2 時
土浦市役所農業委員会室
- 2 議事日程
報告第 1 9 号 農地法第 4 条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理
について
報告第 2 0 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理
について
報告第 2 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 2 号 非農地判断について
議案第 1 4 号 農地法第 5 条の許可申請に対する審議について
議案第 1 5 号 租税特別措置法適格者証明願に対する審議について
議案第 1 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条の農用地利用集積等
促進計画案の作成について
- 3 出席した委員
1 番 下 村 幸 男 2 番 大 和 田 一 夫 3 番 山 口 貴 士
4 番 萩 島 一 郎 5 番 飯 塚 利 之 6 番 浅 野 均
7 番 塙 佳 樹 8 番 柴 沼 栄 9 番 菅 谷 幸 治
1 0 番 飯 島 栄 1 1 番 川 村 剛 久 1 2 番 岩 瀬 守
- 4 欠席委員
なし
- 5 説明のため出席した者
事務局長 大橋 博 農地係長 室町 直宏 主 査 中村 裕一
主 幹 石井 建輝 主 事 中野 沙耶香
- 6 総会の大要 午後 2 時 50 分閉会

事 務 局	これより、令和 8 年第 5 回土浦市農業委員会総会を開会いたします。 只今、出席委員は 1 2 名で、欠席委員はなし、よって出席者が委員の過半数を超えましたので総会は成立いたしました。 これよりの議事進行につきましては、土浦市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、会長が議長を務めることとされておりますので、これより議事は会長にお願いします。
議 長	始めに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第 1 3 条の規定により、議席番号 1 0 番 飯島委員、議席番号 1 2 番 岩瀬委員、以上 2 名の方を指名いたします。 審議に入る前に申し上げます。土浦市農業委員会会議規則第 1 4 条により、総会は公開することになっております。発言の際は、個人情報に関する事項として、住所・氏名・土地の所在等については発言しないようお願いいたします。 なお、発言の際は挙手のうえ、指名されてから、ご起立してご質問をお願いいたします。 また、「農業委員会等に関する法律」第 3 1 条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、事前に退席をお願いいたします。 なお、退席後、次の議事に入る前には、入室の確認をさせていただきます。 それでは、議事に入ります。 報告第 1 9 号「農地法第 4 条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。
事 務 局	（報告第 1 9 号について議案書のとおり報告）
議 長	ただ今の報告について、ご質問等はございませんか。 （異議なしの声あり）
議 長	ご質問等もないようですので、報告第 1 9 号は原案どおりといたします。 続いて報告第 2 0 号「農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。
事 務 局	（報告第 2 0 号について議案書のとおり報告）
議 長	ただ今の報告について、ご質問等はございませんか。 （異議なしの声あり）
議 長	ご質問等もないようですので、報告第 2 0 号は原案どおりといたします。

	続いて報告第２１号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」を事務局から説明願います。
事務局	(報告第２１号について議案書のとおり報告)
議長	その他、ご質問等はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	ご質問等もないようですので、報告第２１号は原案どおりといたします。続いて報告第２２号「非農地判断について」を事務局から説明願います。
事務局	(報告第２２号について議案書のとおり報告)
議長	ただ今の報告について、ご質問等はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	ご質問等もないようですので、報告第２２号は原案どおりといたします。続いて議案に入ります。 議案第１４号「農地法第５条の許可申請に対する審議について」を上程いたします。１番から４番を調査委員からご説明お願いします。
委員	議案第１４号「農地法第５条の許可申請に対する審議について」の１番から２番を説明いたします。去る５月７日、委員３名と事務局３名で調査を行いました。 １番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。田１筆 371 ㎡で、転用事由は、既存の車両置場の拡張のため、売買による所有権移転です。農地区分は第１種農地です。隣接地を車両置場として利用していましたが、手狭になったための拡張です。調査委員としましては許可相当と判断しました。 ２番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑１筆 1,135 ㎡で、転用事由は、申請地に太陽光発電設備を設置したい、売買による所有権移転です。農地区分は第２種農地です。土浦市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例適用外です。調査委員としましては許可相当と判断しました。 委員の皆様の更なるご審議をお願いいたします。
議長	続きまして、３番から４番をお願いいたします。
委員	議案第１４号「農地法第５条の許可申請に対する審議について」の３番から４番を説明いたします。去る５月７日、委員３名と事務局３名で調査を行いました。

	３番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。田１筆 1,820 ㎡で、転用事由は、太陽光発電設備を設置したい、売買による所有権移転です。農地区分は第２種農地です。土浦市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例適用外です。転用の面積は事業の規模からみて適正と認められます。土砂等での埋戻しは行わない計画のため、周囲への影響は想定されません。調査委員としましては許可相当と判断しました。 ４番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑１筆 1,443 ㎡で、転用事由は、太陽光発電設備を設置したい、売買による所有権移転です。農地区分は第２種農地です。土浦市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例適用外です。転用の面積は事業の規模からみて適正と認められます。また設置に伴う土砂の流失危険は想定されません。調査委員としましては許可相当と判断しました。 委員の皆様の更なるご審議をお願いいたします。
議長	ただ今の報告について、ご質問等はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議もないようですので、議案第１４号「農地法第５条の許可申請に対する審議について」は、１番から４番を許可することに決しました。 次に、議案第１５号「租税特別措置法適格者証明に対する審議について」を上程いたします。１番を、調査委員からご説明お願いします。
委員	議案第１５号「租税特別措置法適格者証明に対する審議について」の１番を説明いたします。去る５月７日、委員３名と事務局３名で調査を行いました。 １番、相続人、被相続人、申請地は議案書記載のとおりです。現況 畑８筆 3,099 ㎡で、被相続人が令和７年１０月１８日に死亡したことにより、被相続人からの農業経営を引継ぎ、相続税の納税猶予を受けるための証明願です。８筆とも市街化区域内の農地です。上から４筆に関しては、ハウスがありがれきが積んであります。ハウスも荒らしている状況です。申請人は、至急きれいにし、柿やみかんを植えますと言っています。ハウスの方は農業用資材や機械を入れ、農業用倉庫として使用するそうです。４筆以外の筆は、柿が植えてあり野菜の耕作もされています。この場合どのようにすればいいか、許可は出せないのではないかと思います。きれいにしてから再度出してもらった方がいいのか、きれいにするという約束で許可にするのか、委員の皆様の更なるご審議をお願いいたします。
議長	只今、調査委員から説明がありました。ご質問等はございませんか。
委員	営農しているとは言えないのではないですか。ハウスは荒れていますが、撤去する必要はないですね。

事務局	ハウスは農地と同じ扱いなので、農地として耕作されていれば問題ありません。
委員	水稻をやっていましたが、今はレンコンを栽培しているのでハウスには機械を入れています。育苗のためにハウスを使っていました。
委員	農業は２０年以上続けると思います。
議長	上から４筆は、耕作を再開してからもう一度申請してくださいということで、それ以外の４筆は許可相当という形で進めていただいてよろしいですか。 (異議なしの声あり)
議長	異議もないようですので、議案第１５号「租税特別措置法適格者証明に対する審議について」は、上から４筆は不許可、他４番を許可することに決しました。 次に、議案第１６号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条による農用地利用集積等促進計画案の作成について」を上程いたします。事務局から説明願います。
事務局	議案第１６号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条による農用地利用集積等促進計画案の作成について」をご説明いたします。農地中間管理機構を通しての賃借権設定が５件、農地中間管理機構を通しての使用貸借権設定が４件で合計９件となっております。１番から８番については新規の利用権設定で、内６番から８番は新規就農者となっております。９番は農地中間管理機構を通した利用権の期間満了に伴う再設定となります。詳細につきましては、議案書記載のとおりです。ご審議のほどよろしく願います。
議長	ただ今、事務局から説明がありました。ご質問等はありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議もないようですので、議案第１６号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条による農用地利用集積等促進計画案の作成について」の１番から９番を適切とすることに決しました。 以上で、令和８年第５回総会に提案されました全議案が終了いたしました。慎重なるご審議、ありがとうございました。

令和８年５月１５日

議長

署名人

１０番

１２番